

### 三田市立学校再編地域協議会設置要綱

#### (設置)

- 第 1 条 三田市立学校の再編について、再編対象校区内の地域（以下「対象地域」という。）としての意見を取りまとめるため、地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
- 2 協議会は、再編の対象となる学校（以下「再編対象校」という。）の組み合わせにより、対象地域に設置するものとし、協議会の名称は、三田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が別に定める。
- 3 協議会の協議期間は、原則 2 年を限度とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、協議期間を延長することができる。

#### (所掌事務)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 再編の是非に関する意見のとりまとめ
- (2) 再編の時期に関する意見のとりまとめ
- (3) 通学手段等、再編に関する課題のとりまとめ
- (4) その他、再編に関する事項

#### (組織)

第 3 条 協議会は、対象地域ごとに、次項に定める人数の範囲内で組織する。

- 2 協議会の委員は、対象地域内において、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。
- (1) 小学校の保護者を代表する者 各小学校区から 2 名以内
  - (2) 中学校の保護者を代表する者 各中学校区から 2 名以内（ただし、再編対象校が中学校の場合に限る。）
  - (3) 区・自治会等地域を代表する者 各小学校区から 2 名以内
  - (4) 再編対象校の学校長 各 1 名
  - (5) その他教育委員会が特に必要と認める者

#### (任期)

第 4 条 委員の任期は、協議が終了するまでの間とする。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長1名及び副会長若干名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 第1項の規定にかかわらず、協議会が会長及び副会長を置かないことを決定した場合は、会長及び副会長を置かないことができる。

5 前項の規定に基づき、会長及び副会長を置かない場合は、第8条に定める事務局が、その事務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第8条 協議会の庶務は学校再編担当課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年12月21日から施行する。

2 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

3 この要綱は、令和4年9月1日から施行する。

(招集の特例)

1 この要綱の施行後最初に招集される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、教育長が招集する。